

四日市市告示第97号

四日市市笹川地区多文化共生推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市笹川地区多文化共生推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

四日市市笹川地区多文化共生推進会議設置要綱（平成24年四日市市告示第349号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務局) 第7条 会議の庶務を処理するため、事務局を四日市市 <u>市民生活部</u> 市民生活課多文化共生推進室に置く。	(事務局) 第7条 会議の庶務を処理するため、事務局を四日市市 <u>市民文化部</u> 市民生活課多文化共生推進室に置く。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)